

## 総務生活委員会会議録

1 日 時 令和5年12月13日(水曜日)  
開会 午前 9時56分  
閉会 午前10時56分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	総合政策部長	梅田政徳
人口増推進室長	目黒由基	総務部長	内田和弘
総務課長	小川修	財政課長	横田優子
財政課主幹	岡真里	財産管理課長	小野達史
財産管理課主幹	林琢也	契約検査課長	鹿野雅弘
税務課長	柚木均	市民生活部長	新谷秀樹
人権・まちづくり課長	渡邊康広	交通政策課長	小原靖子
交通政策課主幹	林輝昭	市民課長	前田英子
消防長	中山利典	消防総務課長	西川貴
予防課長	廣恵敏孝	予防課主幹	鷺見寿幸

6 付議事件及びその結果  
別紙のとおり

7 議事経過の概要  
別紙のとおり

8 その他必要な事項  
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和5年12月13日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会

委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第110条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第59号	総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第60号	工事請負契約締結の変更について	原案を可決すべきである
議案第61号	総社市自転車駐車場指定管理者の指定について	原案を可決すべきである
議案第62号	井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第63号	総社市火災予防条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第68号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
陳情第4号	市当局と市議会の馴合い（庁舎建設小委員会、総務生活委員会等で見られた数々の事実）の常態化や特定病院との癒着や不適切な財政支出のあり方は謙虚に改めることを大前提にして、「総社市庁舎実施設計」ができるまでに近隣住民の存在や生活者の声は一切合切無視した状況の中で現在着工を進めている新庁舎屋上展望台の計画は、この外にも多くの問題（以下に詳述）を抱えており、展望台については見直しを図り、中止することを求めます。	不採択とすべきである
	（理由） 陳情書の件名にある、市当局と市議会の馴れ合いや特定病院との癒着といった事実は存在しない。また、近隣住民の存在や生活者の声は一切合切無視とあるが、市民の代表によるワークショップやパブリックコメントも実施しており、一切合切無視したとはいえない。 これまで議論を重ねた結果、展望台を含めた設計になっているため。	



開会 午前9時56分

○委員長（山田雅徳君）

ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、陳情第4号 市当局と市議会の馴合い（庁舎建設小委員会、総務生活委員会等で見られた数々の事実）の常態化や特定病院との癒着や不適切な財政支出のあり方は謙虚に改めることを大前提にして、「総社市庁舎実施設計」ができるまでに近隣住民の存在や生活者の声は一切合切無視した状況の中で現在着工を進めている新庁舎屋上展望台の計画は、この外にも多くの問題（以下に詳述）を抱えており、展望台については見直しを図り、中止することを求めますの審査に入ります。

まず、私から申し上げますけども、この陳情の文章の中、総社市庁舎実施設計というものは恐らく正しくは総社市庁舎建設実施設計のことだと思われま

ず、事務局に申し上げますけども、まずこの陳情を受付したときに、こういった要望の部分については確認をしていただいて、陳情者の名誉のためにも訂正できるものがあれば早めに訂正をしていただきたいと思

います。なので、今日のこの委員会の中では、この要望については総社市庁舎建設実施設計ということで進めさせていただきたいと思

います。

それでは、戻ります。

本件について当局から御意見等があれば御発言願います。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 特にございませ

ん。

○委員長（山田雅徳君） それでは、本件について御意見等があれば御発言を願います。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） おはようござ

います。この陳情なんですけれども、前回も同じような内容で陳情を出されました。今回、私、今回もですけれども、不採択の思いで発言をさせていただくんですが、そもそもこの件名の中に、市当局と市議会のなれ合いということの文言であるとか、特定病院との癒着を改めることを大前提にというふうにこれは書かれてますけれども、そもそもこういうものはないというふうに思っておりまして、さらにその下に、これは前回も同じような陳情の中で話をさせていただいたんですが、総社市庁舎の実実施設計ができるまで近隣住民の存在や生活者の声は一切合切無視したというふうに書かれていますけれども、これは市民の代表によるワーキンググループで議論したりとかパブリックコメント等も取っておりますので、一切合切無視したということに私はならないというふうに考えております。

この陳情書の中に展望台のことを書かれております。私も当時担当委員会で展望台は要らないん

じゃないかというふうに発言した一人ではありますけれども、パブリックコメントの中にも確かにそういう意見がありました。ただ、それを当局のほうに差し戻していただいて、議論、再度検討してもらって、それでも造らせていただきたいという、そういう設計が返ってきました。そこも含めて、私は展望台を含めたその庁舎全体を再度やはり必要であるのであればこれは認めるべきだということで賛成をした立場でもありますので、この陳情自体はやはり採択はできない、不採択というふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。不採択という意見が1件出ました。

不採択以外の意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） なしということであります。

それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） なしということであります。

それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は不採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は不採択とすべきであると決定をいたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますが、その内容につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定をいたしました。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時3分

○委員長（山田雅徳君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第59号 総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正についての審査に入りま

す。

では、当局の説明を求めます。

人口増進室長。

○人口増進室長（目黒由基君） 議案第59号 総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例におきましては、国の空家等対策の推進に関する特別措置法を引用しておりますけれども、この空家等対策推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、本条例におきましても関係条文の整備を行う必要が生じたため、一部改正を行うものでございます。

それでは、1枚お開きいただきまして、条例の改正内容について説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

本条例第6条、空家等対策計画の一部改正につきましては、引用元である改正空家法の第3条に国の責務、第4条に地方公共団体の責務などが盛り込まれ、規定が追加されたことに伴いまして、本条例の第6条の本文中に引用しております法第6条を法第7条に改めようとするものでございます。

以下、第7条、第13条、第14条に関する条文につきましても、条ずれが生じたために所要の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお、少し補足をさせていただきますけれども、今回の条例改正、一部改正につきましては、条ずれを改める規定整備を行いました。今後国からこの改正空家法の施行に伴う基本指針並びにガイドラインが示されますので、本市の空き家対策協議会などにも御意見を賜りながら、本市が目指すべき空き家対策の条例整備を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決しました。

次に、議案第60号 工事請負契約締結の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） それでは、議案第60号 工事請負契約締結の変更について御説明をいたします。

このたび工事請負契約を変更しようとする工事は、令和5年1月12日付で議会に御議決をいただき工事請負契約を締結いたしました総社市庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事、建設附帯工事でございます。今回の工事請負契約の変更は5,497万8,000円を増額し、契約金額53億3,058万9,000円を53億8,556万7,000円に変更しようとするものでございます。

変更の内容といたしましては、新しい市役所の庁舎棟2階以上の各階外側に設けますひさしの仕様を変更いたしまして、現場型枠工から工場作製の部品を組み立てるハーフプレキャストにしようとするものでございます。

変更理由といたしましては、一つは近隣への騒音対策でございまして、型枠の脱去や解体時に発生する騒音を少なくすることができると考えております。また、これ以外の理由といたしましても、工場生産にすることによって部品の均一化が図れ、より精度が上がり、現場打ちと比べ補修の必要がないため、細かなリブ部分の仕上がりがよくなるだけでなく、長期間利用する庁舎として維持管理の低減にもつながるものと考えております。

なお、この変更による工期の延伸や国の認証の取り直しなどは発生いたしません。

この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） ひさしの件なんですけども、今これから追加工事ということで約5,000万円以上の予算なんですけども、これのひさしをつけることによって防音対策等々言われてたんですけども、あと工期、工期はどれぐらいに短縮、そうすることによってどれぐらいかかるのかとか、そういったのをお聞きしたいんですけども。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） ひさしをつけるということでございますが、実際にはひさしはもととつける予定であったんですが、今回の工事のやり方を変えるということにより現場での工事

というものの量が減っていくということになります。ただ、実際にひさしの部分だけの工事ということではありませんで、実際には建ち上がっていく工事全般の工事ということでいきますと、工期は変更はございません。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） このつけることによって騒音がどれくらい軽減されるのか、それはまだなってみないと分かんないですけども、それが分かれば教えていただきたい。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回の庁舎棟については、2階から6階までについてひさしを施工するということに対して、現場打ちの場合、型枠の設置から型枠の支保工の脱型、解体まで、あくまでひさしの部分だけですけども、おおむね8箇月程度が現場打ちの場合は必要となります。庁舎部分を三つの工区に分けて施工を行いますので、一遍にするわけではなく順次していきますので、その8箇月の間どこかの段階の工区でひさし部分に工事が入っているという状態になるというふうに思っております。

どのくらい騒音が減るかということでございます。実際にはやってみないと分からない部分というのはあるとは思いますが、データといたしまして地中ばり、地下の部分です、現在やってる地下の部分で騒音がどのくらい発生しているかという10月の初旬ぐらいのデータでございますが、そのデータではおおむね70から75 d B ぐらいの騒音が発生してると。ただ、その地下の部分というのはあくまで音が広がりにくい部分でございますので、この程度ということございました。また、型枠工事以外のデータといたしましては、鉄筋の配筋をしているときのデータとしては70 d B 程度ということのデータが実際の今の現場のデータとしてございます。

ただ、ここから上に上がっていくデータというのはまだありませんので、ほかの現場でのデータというものがありますので、それを御紹介させていただきますと、地下部分での立て込み等の騒音レベルの最高値としては、おおむね先ほど申し上げたようにほかの現場でも75 d B 程度というデータがございます。次に、1階の型枠立て込み作業時に最高値としては83から85 d B という数字がデータとしてあります。2階部分については79から86 d B、3階は85から92 d B、4階が85から89 d B というようなデータがございます。

今回、そのデータの信憑性というか、実際のものと比較いたしますと、現在の庁舎での地中ばり、地下での工事がおおむね75 d B ということでしたので、このデータとおおむね相違はないというふうに思いますので、データとしては信頼できるデータというふうに考えております。

分析といたしましては、上層階に行くほどやっぱり音が出ていくということは数値として出ているということですので、新庁舎の建設に関しましてもそれと同等レベルの音は出るのではないかとすることは想定をしております。ですので、騒音としてはそのぐらいが出るというふうに考えております。

どのくらい減るかということでございますけども、今回ハーフPC化にすることによってひさし下の型枠の部分の工事というものがなくなります。おおむねほとんど角の部分以外除いて全てなくなりますので、廃棄作業のときのデータが先ほどおおむね70 d Bというふうに申しあげましたので、それを比較した場合、ほかのデータが最高値で90、92 d Bとか85 d Bとか、そういうものが出てるということで考えますと、70 d Bということと比較しますとおおむね10から20 d Bぐらいは下げることができるというふうに考えております。また、ハーフPC化にすることによりまして、先ほど工期のお話をされましたが、実際には現場でのその型枠を作る作業というものがなくなりますので作業量としましては70%から80%をなくすことができるというふうに聞いております。実際には時間的にもそれだけ型枠にかける時間というものがなくなりますので、ひさしの部分にかかっていくときに発生する音の相対的な量というのも当然減っていくというふうに考えております。通常時、今作業していない状態というか型枠とかそういうことをしていない状態の現場の騒音レベルがおおむね60から63 d Bぐらいを今想定として入れております。ですから、実際に型枠工なりがなくなるといって通常工事ということになると、先ほど申しあげた10 d Bから20 d Bからさらに10 d Bぐらいは下げることができるのではないかとはいふには考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） 騒音の件はかなり減少されるということだったんですけども、騒音でしたら今この近隣の枠です、上へ上がるほど今度今外だけをしてるんで、外というて下のほうだけ、それがこれができる、上に上がるほど近隣の方に防音壁とかそういうのをどういう対策をしていくのかなと思ひまして、そこをお聞きしたいです。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回、ハーフPCにさせてもらいたいということの一つの理由といたしまして、実際には今回の庁舎を造る上で敷地を目いっぱい使っているということがございます。その関係で、実際には完全な防音対策というものが防音シートを張るとか防音パネルを張るとかということが、安全にそういうことを施工するだけの敷地に余地がないということがございます。ですので、そういうことに関して何か防音対策としてないですかということをおもひながら相談をしている中で、今回こういう工事をするによって防音、音を下げることができますよということで、今回出させていただいてるということでございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） 結構予算的なものも食うかと思ひますけども、先ほどの火の見やぐらとかそういう意見もあるんですけど、それはもう近隣の方とそういうのが発生しますよとかというお話はされてるんですか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回のひさしの件につきまして騒音が出ますよとか外構の工事と

して出ますよというお話を近隣のほうに、その部分に限ってのお話をさせてもらってるということ  
はございません。ただ、今まで地下を掘ってるとか、かなり大きな音がしているというときには回  
らせていただいて、お答えも聞かせていただきながら御協力をお願いしているところでございま  
す。

○委員長（山田雅徳君） いいですか。

他に質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 近隣の対策になるのであれば、生の騒音なので、5,000万円以上の分もや  
むを得ないかなと思うんですけども、これは騒音規制法の対象には別になってないという認識でよ  
ろしいんですか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 騒音規制法の対象ということでございますけども、騒音規制法自  
体は実際には特定建設事業ということで対象にはなる工事でございます。ただ、規制として85 d B  
という数値がございますので、今回はそれを超えることも想定されると、実際にはそれが常時起  
るということではないというふうには考えておりますが、できる限り抑えていきたいという中で今  
回の御提案をさせていただいております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。80 d Bだと地下鉄の車内を想定されるらしいんです。で  
すから、ちょっと課長が生の80 d B、90 d B、例えば130 d Bだとジェット機が飛んでどうしたと  
かというところで話をさせていただいたほうが分かりやすかったんで、60 d Bなんかはネット上の資  
料でいうと目覚まし時計の音だとか、そういった形になっておるようでありますので、具体的にそ  
れがあればなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 失礼いたしました。実際に何 d Bであればどういう音が想定され  
ますよということについては、なかなか抽象的な言葉でしか表すことができないんでございま  
すが、実際には先ほど最大値92 d Bが想定されるというお話をさせていただきましたが、おおむね  
90 d Bということであれば騒々しい工場の中であったりブルドーザーの稼働のときの5 mのところ  
の騒音であったりということが例として出されております。実際にはその状態としては極めてうる  
さい、うるさくて我慢できないというふうな部類に入っているというふうには思っております。  
80 d Bといたしましては、地下鉄の車内であったりマージャンパイをかき混ぜる音の1 m以内と  
か、あくまでレベルの話なので、想定ではございますが、そういうもののレベルがおおむね80 d B  
程度というふう言われております。あと、60 d Bというお話がありました、通常工事であれば  
今60 d Bぐらいですよというお話をさせていただきましたが、その中では分類としましてはうるさ

いという分類には入るんですが、声を大きくすれば会話はできますよという話のレベルの中で、1 m以内の掃除機の音であったり1 mのテレビの音であったり乗用車の車内であったりというような例を示していただいております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 60 d B目覚まし時計と私も申し上げました。ずっと朝8時から晩の5時まで鳴つとるわけじゃありませんから、こういった騒音対策は非常に実生活の中でいろんな生活のパターンがあると思うんですが、やっぱり防音壁、防音シートができない状況が非常に残念だったかなと思うところではあります。でも、やむを得ませんので、このあたりでこれについては質疑を終わらせてもらいます。

○委員長（山田雅徳君） 答弁はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 2点というか、1点です。近隣住民に対する騒音の配慮、これは必要だと思うんですが、2点目の理由の中で品質が均一化するからというふうに説明があったと思うんですが、そもそもこれはこのタイミングで分かったことなのか、当初から想定できなかったのか、そこを教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） ハーフプレキャストという工法自体は当然あったというふうには、設計がそれを取り入れるかどうかというところだったというふうに思います。

ただ、今回の庁舎につきまして設計としてはなるべくお金を抑えて一般的な工法ということで現場打ちをさせていただいてるということです。ただ、現場打ちだから品質がもう圧倒的に劣るということではないというふうには思いますが、今回の中で少しでも品質、ハーフプレキャストは騒音がメインのあれではあるんですが、そういうことでいくとハーフプレキャストにさせていただくと現場打ちよりはより品質が上がったものができる、長期で使う上で、現場打ちをするとどうしても補修等必要になってくるということが想定されますので、そういうこともないということです。総合的に見て、騒音もあるし質も上がるしということで今回提案をさせていただいてるということでございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

それでは、ほかに工法というか提案、提案なのかこちらから言ったのか向こうから言ってきたのか分からないですけど、ほかの方法はなかったんですか、騒音対策等で。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） ほかに騒音対策としてないですかという話でございますが、一般的には先ほど申し上げた防音壁であったり防音シートであったりということも当然検討はしていただいたんですが、実際には先ほど申し上げた敷地が非常に狭いと、そういうことで防音壁を設置したとしても風等を大きく受けるものでございますので、それを止めるだけのしっかりとした足場というのを設置するだけの余地がないということでそれは難しいだろうという結論に達しております。その中で何かないですかということ相談させていただく中で、こういう工法を取ればできますよという御提案をいただいたということでございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他にはありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 5階、6階の上を上へ上へとやっていくわけですが、現場でやるよりは私は既製品で工場生産して、こっちへ持ってきて取り付けるということになれば、単純に考えれば経費が少し安くなるのではないかなという感じがしておったわけですが、これだけの増額になるというのはやはりその製品のほうが強度等々考えていいものになるのか、金銭的に高くなるのか、そのあたりどうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 仕様のなものということでございます。実際には今回工事費の増額変更を出させていただいてるとおり、費用的には増額になるということでございます。なぜなるのかということに関しましては、現場で打つという作業でいくよりは、工場品質管理をしながらそこで作っていただいてしっかりとしたものを作るということで、どうしてもその工場へお願いをするということの金額等は高くなるという。一般的にそのほかのプレキャスト製品についても価格が下がるという例は今のところなくて、一番のプレキャスト製品のデメリットとして言われるのは、工事費というか費用が割高になるという部分は言われているところで、今回もその例に漏れないということで考えております。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 全体的に8箇月ぐらいというふうなことでありましたけれども、そういうふうなことから考えて、工期が少し変更するというようなことはないですか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 工期につきましては、先ほども申し上げましたが、全体の工期としては今のところプレキャストにすることによって短くなるとかということにはございません。なぜかと申しますと、実際にはそのひさしの部分と並行して中の部分も進めていくわけですから、実際にはひさしの部分だけが短くなったからといって中の部分が早くできるということではないので、実際には全体の動きとしては変更ないということでございます。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第61号 総社市自転車駐車場指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

交通政策課長。

○交通政策課長(小原靖子君) 議案第61号 総社市自転車駐車場指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

清音駅自転車駐車場につきましては、清音駅駐車場管理組合へ管理をお願いしておりまして、指定期間が令和6年3月31日までとなっていることから、引き続き指定管理者として指定するに当たり地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

同組合は、平成22年2月1日から指定管理業務を請け負っており、業績及び管理状況とも良好であるため、引き続き指定しようとするものでございます。

なお、指定の期間につきましては令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

○委員長(山田雅徳君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員(三宅啓介君) すみません。利用状況であるとか管理状況は問題ないということなんですけど、近年の利用実績が分かれば教えてもらえますか。

○委員長(山田雅徳君) 交通政策課長。

○交通政策課長(小原靖子君) 三宅委員からの御質問にお答えいたします。

利用状況ですけれども、令和4年度が3,999台、年間利用されております。令和3年度は4,200台ほど利用されております。今年度の利用状況ですけれども、昨年と同時期と比べると増加傾向、

106%ほどとなっております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。さっきも特に運営に問題ないということの説明でしたけど、苦情であるとかトラブル等の報告等は特に、そういうものは特にはないんですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 苦情等はありません。トラブルとしましては、今年度に入って2件ほど自転車盗がありまして、こちらのほうは警察のほうへ届出をしております。

以上でございます。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 総社駅付近でも台数として足りないようなお話がありましたが、これは清音駅なんですけど、清音駅はこれ令和3年度、令和4年度で結構台数が増えてますけども、足りないという声は聞いてないんでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 清音駅の自転車駐輪場ですけれども、収容台数としては130台近く収容できるようにはなっております。現在、年間で日で割り戻しても20台程度ですので、利用のほうはまだまだだと思っております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 指定管理に関することなのでお尋ねするんですけど、さっきのトラブルの自転車盗が2件ほどあったと、これは組合のほうで何か改善等されるような予定があるのか、それとも例えば市が持つてる建物であるのであれば防犯カメラを設置するなり、何かそういう要望が指定管理者の組合のほうからあったりとか、そういうことはないんですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 自転車盗については、どこの駐輪場でも時々聞くことなんですけども、清音駅につきましては防犯カメラのほうを令和3年から設置しておりまして、今回の2件の自転車盗についても防犯カメラを確認いただいて、警察のほうで対処してもらって、1件についてはほかの駅に乗り捨ててあったというふうなお話もお伺いしております。

ほか、要望としては清音駅の管理組合からはございません。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第62号 井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

交通政策課長。

○交通政策課長(小原靖子君) 議案第62号 井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

この条例の提案理由は、地方自治法第6条第1項の規定に基づく課税免除について、井原鉄道株式会社の安定的かつ永続的な運行を確保するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除の期間を延長するに当たり関係条文の整備を行おうとするものでございます。

1枚おはぐりいただきまして、改正前と後、新旧対照表でございます。

井原鉄道の経営安定化のため、開設当初である平成11年度から課税免除の措置を講じており、その期間は平成35年までとなっております。その免除期間につきまして、令和15年度まで10年間期間を延長しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上でございます。

○委員長(山田雅徳君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員(三宅啓介君) 分かりました。何点かお尋ねなんですけれども、なぜ10年というスパンなんかというところが一つと、近隣の他の自治体のその動向というか対応はどうされているのかというところと、これは10年したら課税の免除額ってどのぐらいになるのかという、何点か教えてもらえますか。

○委員長(山田雅徳君) 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 三宅委員からの御質問にお答えいたします。

なぜ10年かという御質問ですけれども、井原鉄道株式会社から令和5年3月に期間延長の要望、御依頼がありました。その中にも再度10年を延長していただきたいという文言があります。今まで10年のスパンで免除しております。経営の観点からも10年を見越した経営を思うところで10年の免除延長を申し出てきたものと思われまます。

ほかの自治体の動向ですけれども、ほかの自治体5市町が関係しますが、同じく12月の議会のほうで提案するというふう聞いております。

それから、10年間の免除の額ということでございますけれども、令和6年から10年間を見越すと、約4億1,000万円程度というふうに見込んでおります。

以上でございます。

失礼いたしました。

全体、5市町で約2.3億円でございます。

失礼しました。総社市だけの10年間では、すみません、4,100万円程度でございます。先ほど4億円は間違いでございます。すみません、失礼しました。

○委員長（山田雅徳君） 総社市は4,100万円ですね、10年間で。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第63号 総社市火災予防条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

予防課長。

○予防課長（廣恵敏孝君） 議案第63号 総社市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の改正理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備の基準及び固体燃料を使用する火気設備の離隔距離を見直すために関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

まず、第11条及び第11条の2につきましては、火気使用設備等の基準について必要な事項の整備を行おうとするものでございます。

続いて、第13条につきましては、蓄電池設備の規制に係る単位の変更をするとともに、火災予防上必要な事項について所要の整備を行おうとするものでございます。

また、第44条では、蓄電池設備の届出対象となる基準について定めようとするものでございます。

続いて、別表第3につきましては、固体燃料を使用する火気設備の離隔距離について所要の整備を行おうとするものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和6年1月1日から施行することとしております。続いて、第2項から第4項では、第11条及び第13条規定の適用について経過措置を設けるものでございます。

以上でございます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 教えてください。総務省消防庁によると、これ蓄電池で、何で蓄電池のことが私も必要かなと思ったんで見てみたんですが、過大な電流が流れると火災を起こす可能性があるということなんです。私は蓄電池はつけておりませんが、蓄電池の設置の届出の義務とか、その辺の把握とかというのは消防のほうではどうなんですか、教えてもらえますか、勉強で、すみません。

○委員長（山田雅徳君） 予防課長。

○予防課長（廣恵敏孝君） 岡崎副委員長からの御質問にお答えをいたします。

設置についての届出、把握の仕方ということでございますけども、事業所等が新たに新設をされる場合、そういったときに御相談がございます。そのときにこちらのほうから指導、方針、規模、そういったことをお伺いしながら届出をいただきまして、消防としても火災等が起こらない、そこに蓄電池設備を設置してるということを把握する意味でも届のほうをいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。事業者っておっしゃったんですけど、これ個人はどうな  
んですか、すみません、教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 予防課長。

○予防課長（廣惠敏孝君） 基本的にこれは容量をもって届出をいただいておりますので、個人  
の方でも大きい設備を設置される場合であれば対象になるということで考えております。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 教えてください。この炭火焼き器の改正後のことを書いてあります。これ  
多分、居酒屋とかの焼き鳥を焼くあいうやつをイメージするんだと思うんですけど、それをこれ  
から新規にお店を開業しようとする方はある程度壁から距離を離してくださいということが決めら  
れるという、そういう条例だと認識しているんですが、そういうところに消防がどのような形で告  
知するのか、今の話のように向こうから届出が消防のほうにあるからそのときに話をするような形  
になるんか、その辺教えてもらえたらと思います。

○委員長（山田雅徳君） 予防課長。

○予防課長（廣惠敏孝君） 基本的にはやはり新規に開かれる場合に御相談があったりするん  
ですが、こういった場合につきましてはある程度把握ができとる状態のところにお邪魔をさせてい  
たきまして、指導のほうを行っていくことになろうかと思えます。ただ、現状といたしましては、立  
入検査等で既に内容を確認してるところがあったりしますので、既にその状態で悪い場合には、も  
う指導のほうをいたしているといった状態であります。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第68号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会の所管に属す  
る部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 議案第68号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度途中における事業推進により必要となりました経費等を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337億4,090万円とするものでございます。

主な内容につきまして、本委員会の所管に属するものについて、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の14ページ、15ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費22万5,000円の増額につきましては、議会送迎車のリース契約期間満了に伴い、所管替えをした公用車の車検に係る経費を計上するものでございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費300万円の増額につきましては、デジタル複合機の使用におけるコピー用紙や消耗品などの経費が当初予算を超える見込みとなったため、その不足分を計上するものでございます。

次に、同項第6目財産管理費、第24節積立金100万円の増額につきましては、高木聖雨様から書道振興のために御寄附いただいた100万円を高木聖鶴・聖雨基金に積み立てようとするものでございます。

次に、同款第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、第11節役務費58万5,000円の増額につきましては、コンビニエンスストアで住民票等を取得する人が増えたことに伴い手数料の不足分を計上するものでございまして、第12節委託料1,412万4,000円につきましては、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記をするためのシステム改修費でございます。

18、19ページをお開きください。

第13款予備費16万1,000円の減額につきましては、予算調整でございます。

続きまして、歳入について本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、10、11ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金945万4,000円につきましては、歳出で御説明いたしましたマイナンバーカードに氏名のローマ字表記をするためのシステム改修に対する国からの財源でございます。

次に、第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金2億8,100万円の増額及び12、13ページをお開きいただきまして、第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち、説明欄一番下のその他雑入の一部につきましては財源調整でございます。

続きまして、第3条債務負担行為の補正について御説明いたします。

4ページ、5ページにお戻りください。

第3表債務負担行為補正（追加）でございますが、新庁舎建設工事の令和5年度追加分につきまして、インフレスライド条項による変更協議等に伴い工事請負費を増額する必要があることから、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を5億7,300万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、次に款項目、事業名（大事業）を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っただくようお願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。

少し時間を置きましょうか、よろしいですか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、教えてください。債務負担行為のインフレスライドの件なんですけれども、これ物価が上がるから全体的に契約金額もちょっとプラスアルファがかかりますよというふうに理解しているんですけど、5億円以上というかなり大きな額なんですけど、今後もインフレスライドでまた追加追加というようなことになり得る話なのか、その辺分かれば教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回のインフレスライドにつきましては、今の想定ということで上げさせていただいておりますが、制度的なお話でいきますと、条件を満たせば、工期が2箇月以上残っているというようなものがあったり、大きく公表されてる単価が変わった、納期が変わったとか、そういうタイミングで2回目の請求を出すことは不可能ではございません。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

何か補足の答弁がありますか。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回インフレスライドの関係で5億7,300万円という金額を上げさせていただいておりますが、この中には実際には建築主体工事としては今年の7月に請求が出ております。金額を算定しておるところでございますが、電気、あと機械の設備の工事につきましては、現在のところまだ請求は出ておりません。実際には請求の出たタイミングでその基準日を決めて、その基準日での積算をしてインフレスライドの額を積算するということになりますので、実際にはまだ出ているわけではございませんが、情報としては4月以降には出したいということをお願いいたします。

ておりますので、それも加味した金額ということになっております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、勉強不足なんで教えていただけたらと思うんですけど、これ今円高が急減に進んでいったりして、物価が仮にガソリン価格がかなり想定以上に安くなったりしたら、逆にこのインフレスライドを抑えられるとか、そういう話もあったりするんですか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） これも制度上の話にはなっていますが、マイナスの場合はマイナスのスライドというのもあります。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 予算書でいきますと14、15ページの中にあります戸籍住民基本台帳の関係ですが、氏名の振り仮名の法制化ということですが、国からのお金も3分の2ぐらい出るんですか、というようなことであるわけですが、この時期的な面、例えばここで補正を上げて今年度中にやっ払いこうという考え方であると思うんですけども、そのあたりは例えば新年度の当初では間に合わなかったのか、あるいはもう少し早く8月の補正のときに分かったのかどうか、そのあたりの時期的なことはどうでしょうか、お尋ねします。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 高谷委員の御質問にお答えいたします。

当初のときにはこの詳しい内容が出ておりませんでした。仕様書等につきましてもまだはっきりしたことが分かりませんで、この11月議会に間に合わすような形で国のほうからある程度示されて、そのときもまだはっきりしたものではございません。今出てる段階で11月29日、国のほうの補正予算が成立しまして、詳しい内容が出たようでございます。市民課として把握いたしましたのは、その程度でございます。

あともう一つ、今年度の改修を目指してっております。ただ、仕様とかが出たりするのが、今の予定では2月ぐらいの予定でございます。それで今年度中を目指していきますが、できなければ繰越しも可能だと聞いております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳